別表第五号 無線局の免許承継申請書(届出書)の様式(第20条の2第2項、第20条の3第3項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局免許承継申請書(届出書)

年 月 日

| 総務大臣 | 殿(注1) |
|---|-------------------|
| $D_{1}D_{1}D_{2}D_{3}D_{4}D_{4}D_{5}D_{5}D_{5}D_{5}D_{5}D_{5}D_{5}D_{5$ | 75X \ 1 1 . 1 / |

- □電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)
- □電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)
- □電波法第20条第3項、第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続)
- □電波法第20条第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)

(注2)

記

1 申請(届出)者(注3)

| 住 所 | 都道府県―市区町村コード [] | | | |
|-------------------|------------------|---|--|--|
| | 〒(—) | | | |
| 氏名又は名称及び代 表者氏名 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 法人番号 | | _ | | |

2 承継に係る無線局(注4)

| ① 識別信号 | |
|------------------------------------|--|
| ② 種別 | |
| ③ 免許の番号又は予備 免許通知書の番号 | |
| ④ 免許人又は予備免許 を受けた者の氏名、商号 又は名称 | |
| ⑤ 免許の有効期間 | |

3 電波法第5条に規定する欠格事由(注5)

| 開設しようとする 無線局 | 無線局の種類(法第5条第2項各号) | 該憲 | 当 当した | よい |
|----------------------------|----------------------|----|----------|----|
| 外国性の有無 | 国籍等(同条第1項第1号から第3号まで) | 有 | | 無 |
| | 代表者及び役員の割合(同項第4号) | 有 | | 無 |
| | 議決権の割合(同号) | 有 | | 無 |
| 相対的欠格事由 | 処分歴等(同条第3項) | 有 | | 無 |
| 一部の基幹放送を する無線局の欠格 事由 | 国籍等(同条第4項第1号) | 有 | | 無 |
| | 処分歴等(同号) | 有 | | 無 |
| | 特定役員(同項第2号) | 有 | | 無 |
| | 議決権の割合(同項第2号及び第3号) | 有 | | 無 |
| | 役員の処分歴等(同項第4号) | 有 | | 無 |

- 4 各手続に係る個別事項(注2)(注6)
 - □無線局免許手続規則第20条の3に関する手続
 - ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
 - ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
 - ③ 合併又は分割の理由
 - ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
 - ⑤ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)
 - ⑥ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合 に限る。)(注7)
 - ⑦ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)(注7)
 - ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成 する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設 備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維

持するに足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除 く。)の場合に限る。)(注7)

- □無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
 - ② 事業の譲受けの理由
 - ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
 - ④ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)
 - ⑤ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合 に限る。)(注7)
 - ⑥ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)
 - ① 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)
- □無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続
 - ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
 - ② 事業の譲渡し(法第20条第4項後段の場合)又は譲受け(法第20条第5項前段の場合)の理由
 - ③ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業計画(注7)
 - ④ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業収支見積り(注7)
 - ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法(注7)
 - ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(注7)
- 5 添付書類(注2)
 - (1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続
 - □免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
 - □相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

| (2) 無線局免許手線 | 記規則第20条の3に関する手続 |
|--------------|--|
| □合併契約書又は | 分割計画書若しくは分割契約書の写し |
| は分割に関する | 員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又 意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供 の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る 含む。) |
| | 法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局を 事業の全部を承継する法人の定款案 |
| (3) 無線局免許手線 | 規則第20条の3の2に関する手続 |
| | する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局 法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを |
| □譲受人が法人で | あるときは、その定款 |
| □譲受人が法人格 | なき組合であるときは、その組合契約書 |
| (4) 無線局免許手網 | 見規則第20条の3の3に関する手続 |
| □事業の譲渡に関 | する契約書の写し |
| □譲渡人が法人で | あるときは、その定款 |
| □譲渡人が法人格 | なき組合であるときは、その組合契約書 |
| 6 申請(届出)の内容に | 関する連絡先 |
| 所属、氏名 | フリガナ |
| | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| | |